

宮崎大宮高等学校 生徒心得

1 日課時間について

1) 登校時間

朝課外のある日	7 : 2 5	着席完了
それ以外の日	8 : 2 0	着席完了

2) 日課時限表

日 課 内 容	時 刻
朝 の 読 書	8 : 2 3 ~ 8 : 3 3
朝 礼	8 : 3 3 ~ 8 : 4 3
第 1 限	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0
第 2 限	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0
第 3 限	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0
第 4 限	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
昼 食	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 2 5
清 掃	1 3 : 2 5 ~ 1 3 : 3 5
第 5 限	1 3 : 4 0 ~ 1 4 : 3 0
第 6 限	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 3 0
第 7 限	1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
終 礼	1 6 : 3 5 ~ 1 6 : 4 5
終礼 (水曜日)	1 5 : 3 5 ~ 1 5 : 4 5

「平常時のチャイムについて」

自主自律の意識を高め、自らの意志で時間を管理できる生徒を育成するため、平成23年度4月よりノーチャイムとなった。

3) 完全下校時間

月 ~ 金 (10月 ~ 3月)	1 8 : 5 0
月 ~ 金 (4月 ~ 9月)	1 9 : 2 0
※1年生の4月の完全下校時間	1 8 : 2 0
土・日曜日、祝日、休校日	1 7 : 0 0

- ① 欠席または遅刻する場合は、8 : 1 0までに保護者から学校へ連絡メールまたは電話で連絡をすること。また、病気などの事情により1週間以上にわたって欠席した場合は、医師の診断書、またはそれに代わるものを提出すること。
- ② 定期考査中に病気などの事由で欠席した場合は、医師の診断書、またはそれに代わるものを提出すること。
- ③ 登校から放課までの日課時間内に無断で校外に外出しないこと。病気による通院など特別の事情で外出の必要がある場合には、前もって保護者に理由等を生徒手帳に記入・捺印してもらい、担任からの許可を受けた上で外出すること。

2 校内生活について

- 1) 校内においては、常に清潔感のある服装を保ち、礼儀正しく行動すること。
- 2) 先生や外来者に対して常に敬讓の念をもって接し、生徒相互の間においても親愛と尊敬の念を持って挨拶を交わすこと。
- 3) 高校生にふさわしい公德心に基づいて、校舎や諸施設等を愛護し、環境の美化に努めること。

- 4) 生徒手帳は身分証明書となるものであるから、学校内外を問わず常に所持し、それに記載された注意事項に従うこと。生徒手帳（身分証明書）を他人に貸与したり譲渡することは禁止である。
- 5) 時間を厳守し、集会においては迅速に行動し整列後は静粛を保つこと。
- 6) 生徒同士の物品の売買は行わないこと。また金銭・物品を紛失した場合には、担任または生徒指導部に届け出ること。
- 7) 昼食は登校時に間に合わないときには事務室前に設置してあるランチボックスに届けてもらうこと。
- 8) 校内にポスターやその他の掲示物を掲示する場合には、必ず生徒指導部・総務委員会の許可印を受けること。
- 9) 校内で携帯電話・スマートフォンを持ち込む際には以下の規約を守ること。
 - ① 緊急の場合（災害時）の連絡手段として持ち込みを可能とする。
 - ② 校内に持ち込む際には必ず電源を切り、下校する（校外に出る）までカバンの中で保管する。また、部活動時・休日登校日も含めて自己の責任において管理する。
 - ③ 許可のない使用（着信音が鳴る等も含む）が発覚した場合、生徒指導規定に従い指導の対象とする。
 - ④ 登下校時も緊急時以外は使用しないことを心がける。

3 服装等について

服装は自己の人格を端的に表現するものである。服装は簡素、清潔を旨とし、いやしくも流行にとらわれて華美に走ったり、粗野な風采に陥ることのないように留意すること。

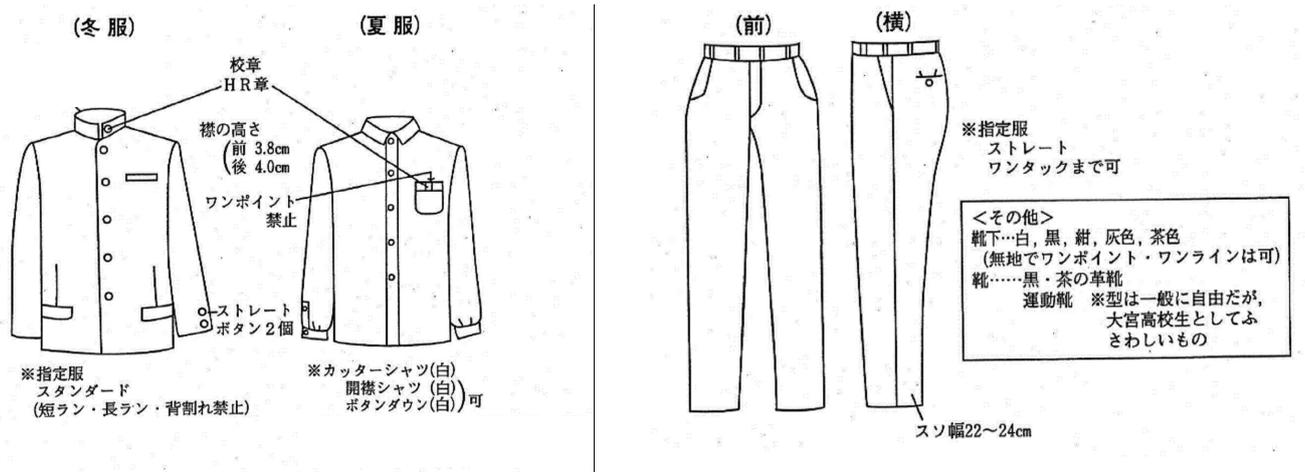
1) 制服について

登校の際には、学校指定の制服を着用すること。制服に手を加えて加工することは禁止する。

- 制服は基準服（A・B）としています。基準服の他、華美なもの・装飾性の強いものは指導の対象とします。

服装は自己の人格を端的に表現するものです。流行にとらわれたり、粗野な風采に陥ることのないようにしましょう。

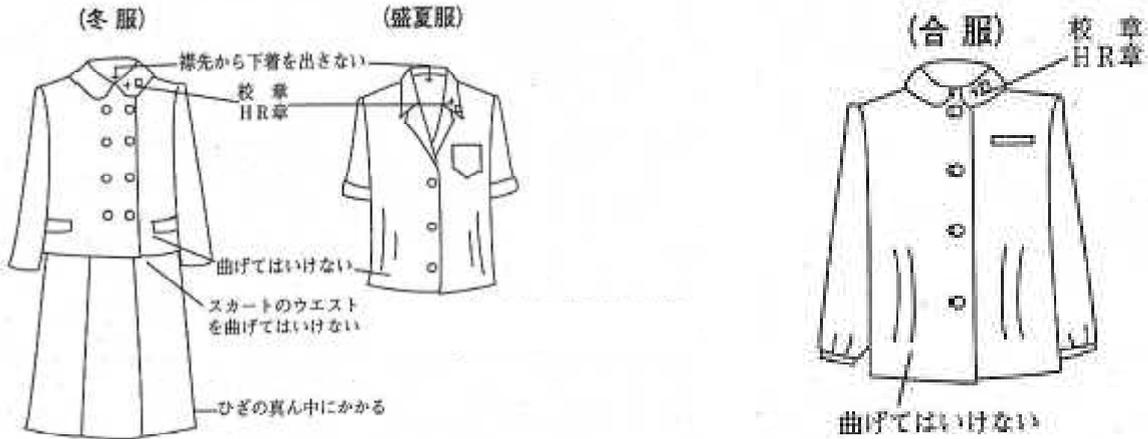
制服（Aパターン）



制服（Aパターン）の補足

- ① 冬服の上着はスタンダードのみ認め、短ラン・長ラン・背割れは禁止とする。
- ② 下着は、派手な色・絵・文字の物は禁止とする。
- ③ 靴下の色は白、黒、紺、灰色、茶色を認める。（無地でワンポイント・ワンラインは可）

制服（Bパターン）



制服（Bパターン）の補足

- ① 冬季、盛夏服ともに襟先から下着を出さない。
- ② 下着は、派手な色・絵・文字の物は禁止とする。
- ③ 靴下の色は白、黒、紺、灰色、茶色を認める。（無地でワンポイント・ワンラインは可）
ルーズソックスは禁止。
※ ストッキングについては、黒・紺・肌色の物を認める。
- ④ 防寒・多様性の観点よりスラックスを認める。
※ 基準服および基準服に準ずる物の使用を認める。

○ 制服更衣時期について

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冬服	合服	合服・夏服		合服		冬服					

- ※ 更衣期間は一応の目安であり、天候等を考慮し、自分で判断する。
- ※ 平日の下校時および休日・祝祭日の登下校服装についても制服を着用すること。ただし、部活動生については活動のできる服装（活動着・チームジャージ等）での登下校も認める。

2) 髪型について

髪型は清潔端正に保つように努めること。

- ① 頭髪の加工（パーマ・極端な刈り上げなど）や脱色・着色・エクステンション等の使用は禁止である。
- ② 眉剃り、眉の加工についても禁止である。
- ③ 表情の見える程度の髪の長さにする。

3) カバンについて

通学において個人バックのみでの登校も認める。ただし、クラス棚に整理でき、安全に配慮した形状とする。また、2個使用する場合は学校指定のバックを利用し、整理整頓に努める。

4) 通学靴について

登下校時の靴については、黒・茶の革靴、または運動靴とし、流行を追ったり華美でない物を使用すること。

5) 防寒具について

- ① 制服の下に着るセーターは、華美でないもの（黒・紺など制服の色に準ずる）とし、襟・袖など制服からはみ出さないもののみ許可する。
- ② マフラー・手袋は、冬服着用期間の登下校時のみ使用が許可されるが、校舎内では外すこと。
※ 色や柄については華美でないものとする。
- ③ 膝掛けは、教室内での使用を許可するが、教室の外では使用しないこと。膝掛けの色やデザインは華美でないものとし、キャラクターものは禁止とする。
- ④ 防寒具の使用時期については、生安委員会が別途連絡するので、その指示に従うこと。また、教室内での保管場所は、カバンの中とする。

6) その他

- ① 化粧、ピアス、カラーコンタクト、装飾品等（ブレスレット、指輪、シュシュなど）の使用は禁止する。
- ② アームカバーについては、白・黒（無彩色）の無地のもののみ許可。着用期間は夏服のときのみ（およそ7月下旬～9月下旬まで）とし、校舎内での着用は禁止する。

4 所持品について所持品について

- 1) 学校では貴重品や多額の金銭等をできるだけ携帯しないこと。やむを得ず携帯する時は担任に預けること。
- 2) 所持品には学年・クラス・出席番号・氏名を明確に記入すること。
- 3) 紛失品・拾得品は、直ちに担任または生徒指導部に届けること。
- 4) 学業に関係のないものは持ち込まないこと。
- 5) スマートフォンを含む各種タブレットについては個人の責任で管理する。
※ 校内での使用は許可された場合のみ可とする。また、校内での充電については禁止とする。

5 校外生活について校外生活について

- 1) 交友関係に留意し、公の場では大宮生としての品位を損なうような行為をしないこと。
- 2) 校外においては大宮生としての良識ある自覚に基づいて行動すること。
- 3) 校外活動へ参加する場合には、事前に保護者及び学校（生徒指導部）の許可を得ること。

6 通学方法について通学方法について

- 1) 自転車通学生の通学について
近年、自転車の交通事故が多発し、被害者だけではなく加害者となるケースも増えている。この現状を踏まえ、道路交通法および本校の規定を遵守すること。
- 2) JR・バス利用生徒の通学について
車内においては公共マナーを守り、一般の利用者に迷惑がかからないよう配慮すること。
- 3) 保護者の送迎（自家用車利用）による通学について
教育的観点や登下校時の混雑や事故を回避する上で、可能な限り車による送迎は控えること。万一送迎の必要が生じた場合は道路交通法及び本校の規定を守ること。
- 4) その他
 - ① バイク通学については、原則として禁止である。ただし、要件を満たす場合、所定の手続（生徒指導部で審議）を経て、通学路の一部の区間に限り認めることがある。